

『長崎居留地二十五番館』保存修理工事 寄附募集要項

保存修理工事のためのご寄附のご協力をお願いいたします



『長崎居留地二十五番館』は、長崎にあった居留地（東山手・南山手・大浦）のうち、明治22（1889）年に建設された南山手二十五番館です。

最初の居住者はスコットランド出身のコルダー（Calder, J.F.）で、日本初の「ドライドック」や長崎造船所で日本初の鋼鉄船「夕顔丸」を建造した明治期日本の造船業の発展に寄与した人物です。

この建物は三方にベランダを廻らし、各部屋に暖炉を設けるなど典型的な居留地建築ですが、工法の上では古い点も見受けられます。例えば、出入り口廻りの仕上げは化粧板を取り付けることなく、古い柱を削り出しています。また、外壁は下地板の外に下見板を張り上げ、室内側は木摺（きずり）下地に漆喰（しっくい）を塗り、防寒・防音に効果をあげています。

博物館明治村では、昭和41（1966）年に移築された『長崎居留地二十五番館』の保存修理工事を平成27年（2015）よりとりかかっています。



現在の『長崎居留地二十五番館』

~~~~~ 寄 附 要 項 ~~~~~

- 事業名称 長崎居留地二十五番館 保存修理工事
- 受付期間 平成29年4月1日 ~ 平成30年2月末日まで（第3期）
- 寄附方法 1口 = 1万円（口数はご随意）

① お申込手続 所定の『寄附申込書』（必要な場合はお送りいたします）、または、明治村ホームページ「寄附の募集」の「寄附申込フォーム」からお願いします。
※ご記入の際に寄附の対象を「長崎居留地二十五番館」とご指定下さい。

② ご送金手続 **口座振込**〔振込先〕三菱東京UFJ銀行 犬山支店 普通 0114951
公益財団法人明治村
(コウエキサ イタンホウジンメイジムラ)

現金書留〔郵送先〕下記お問い合わせ先にお送り下さい。

※誠に恐縮ですが郵送料はご負担ください。

※1口以上ご寄附頂いた方はご希望に応じ、お名前を竣工後、建物内に掲示させていただきます。

● 税制上の優遇

当法人に寄附をする場合は、以下のような税制上の優遇措置が得られます。

① 個人の場合

次の算式で計算した金額が「寄附金控除」として、確定申告の際に所得控除できます。

$$\text{その年中に支出した寄附金(募金)の額} - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額}$$

(「所得金額」の40%相当額が限度)

② 会社等法人の場合

次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

(1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額 (2) 特別損金算入限度額 [次の算式で計算]

$$\text{損金算入限度額} = \frac{\text{資本等の金額} \times \text{当期の月数} \div 12 \times 3.75 \div 1000 + \text{所得の金額} \times 6.25 \div 100}{2}$$

※特定公益増進法人（公益財団法人等）に対する寄附金のうち、損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

● お問い合わせ先 〒484-0000 愛知県犬山市字内山1番地 公益財団法人明治村 寄附担当

TEL : 0568-67-0314 FAX : 0568-67-0358 URL : <http://www.meijimura.com/>